

社会福祉法人生駒市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に
関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員が、協議会の業務に従事したときは、日額5,000円の報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、協議会の業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）に規定する特別職の職員の例による。

(支給制限)

第4条 役員及び評議員が生駒市の常勤の特別職、議会の議員又は一般職の職員である場合は、報酬を支給しない。

2 協議会の職員が役員を兼ねる場合は、報酬及び旅費を支給しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。